

議案第 11 号

伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成28年10月24日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとする。これが、この議案
を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(伊賀南部環境衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀南部環境衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和46年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。